

# 障がい者医療費助成を受けられる皆様へ

**対象者** 海老名市民で健康保険に加入している下記のいずれかの手帳をお持ちの方

(平成 25 年 4 月 1 日以降に 65 歳以上で新たに障がい者に認定された方は対象外)

- ・身体障がい者手帳 . . . . . 1～3級 (交付日の翌月 1 日から)
- ・障がい者 (精神障がい者保健福祉) 手帳 . . . 1～2級 (交付日の翌月 1 日から)
- 療育手帳 . . . . . A1～B2 (判定日の翌月 1 日から)

介護保険の医療費は対象外です

保険外の領収証は助成できません!

**助成対象** 医療保険対象医療費の自己負担分 (外来費・入院費・調剤費など)

※保険対象外のものは障がい者医療費助成も対象外です。

(入院時食事・生活療養費、差額室料、薬の容器代、診断書料、保険外の薬代、予防接種など)

**助成の受け方** 医療機関で健康保険証などと一緒に **障**医療受給者証を提示してください。

ただし、**障**医療受給者証が ①使える医療機関 と ②使えない医療機関 があります。

また、③自立支援医療受給者証等をお持ちの方は、そちらが優先となります。

- ①……医療機関で保険対象医療費の支払いはありません。(医療機関が手続きをします。)
- ②・③…医療機関では手続きを行わないので、保険対象医療費を医療機関に支払い、

助成手続きを 市役所 1 階の 8 番窓口で行って下さい。(償還払い)

必要なもの

- 1 領収書 (領収書は基本的にお返しできません。)
  - ・受診日から 1 年以上経過したものは助成できません。
  - ・領収証は、なるべく 1 ヶ月ごとにまとめて頂くようお願いいたします。
  - ・領収書に名前等がない場合は、医療機関でお名前と診療報酬点数を記入していただいでください。
  - ・保険分と保険外 (助成対象外) 分と一緒に記載されている領収書は、返却可能です。希望される方はその都度申請時にお申し出ください。
- 2 印鑑 (令和 5 年 7 月より不要になりました。)
- 3 **障**医療受給者証
- 4 振込先のわかるもの (二度目から提示する必要無し。)
- 5 自立支援、特定疾患等 医療に関わる受給者証 (お持ちの方のみ)
- 6 健康保険証
- 7 支給決定通知書等  
(健康保険組合から高額療養費や付加給付が支給され、発行された場合のみ)

ご注意ください!!

## 届出が必要な時

- ・ 住所が変わった
- ・ 健康保険証が変わった
- ・ 健康保険証の記号や番号が変わった
- ・ 後期高齢者医療被保険者証を取得した
- ・ 紛失・破損した
- ・ 海老名市外に転出した
- ・ お亡くなりになった 等

市役所 1 階 8 番窓口で手続きを行って下さい！

〈必要なもの〉

④ 医療受給者証 や 健康保険証 など

加入している健康保険やその記号や番号が変更したときは、国保医療課のデータを変更する必要があるため必ず手続きを行ってください！！

転出等で資格が切れているのに使ってしまうと医療費を返還していただく事になりますので、資格が切れたら絶対に使わないでください！！

## 後期高齢者医療制度

75 歳以上の方と一定の障がいを有する 65 歳以上 75 歳未満の方の医療費を支えていく制度です。

65 歳以上 75 歳未満で下記の手帳をお持ちの方は、現在加入中の海老名市国民健康保険または社会保険（協会けんぽ・組合健康保険・共済組合など）と、後期高齢者医療制度のどちらかと健康保険の選択することができます。

- ①身体障がい者手帳 1～3 級
- ②療育手帳 A
- ③障がい者（精神障がい者保健福祉）手帳 1～2 級
- ④身体障がい者手帳 4 級の一部など

→

- ・ 音声又は言語機能の著しい障がい
- ・ 両下肢すべての指を欠く
- ・ 一下肢の著しい障害 など

## その他

下記の場合、国保医療課に申請する前に、加入している健康保険で請求手続きをしてください。

- ・ 高額療養費の見込まれる医療費を支払ったとき

海老名市役所 国保医療課 福祉医療・手当係  
電話：046-235-4823  
FAX：046-233-5731